

↳ 延納から物納への変更

Q : 相続税において、延納から物納へ変更できるようになったと聞きました。どのようなになったのですか？

A : 延納中の者が資力の状況等の変化等により延納による納付が困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り物納を選択することができる制度が創設されました。

【解説】

この制度を特定物納といいます。概要は、次のとおりです。

① 要件

税務署長は、延納の許可を受けた者について、延納税額からその納期限が到来している分納税額を控除した残額(特定物納対象税額)を変更された条件によっても金銭で納付することを困難とする事由が生じた場合においては、その者の申請により、特定物納対象税額のうちその納付を困難とする金額として一定の額を限度として、物納の許可をすることができることとされました。

② 手続き

物納の許可を受けようとする者は、その特定物納にかかる相続税の申告期限の翌日から起算して10年を経過する日までに、特定物納対象税額、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、特定物納の許可を求めようとする税額その他の一定の事項を記載した申請書に物納手続関係書類を添付し、これを所轄税務署長に提出しなければなりません。

